平成３０年（フ）第５０号
福岡市南区横手４丁目12番８―804号
債務者　中田　光信
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　敬三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１９５９号
愛知県津島市東愛宕町１丁目33番地９
債務者　浜田　幹男
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９８０号
名古屋市天白区大坪２丁目206番地　プラザフェニックス３Ｂ号
債務者　市橋　裕美
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０５号
秋田県横手市増田町増田字田町22番地４
債務者　川村　博行
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成３０年（フ）第８号
秋田県湯沢市秋ノ宮字下幅34番地
債務者　菅　　桃子
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成３０年（フ）第９号
秋田県横手市安田字谷地岸157番地　フローレンスハイツ110号室
債務者　杉山　栄美
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第２３４号
岡山県倉敷市玉島長尾400番地10
債務者　岡　　英和
1　決定年月日時　平成30年１月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２３９号
岡山県倉敷市水島南幸町３番65号　アップルハウス水島105号室
債務者　荒金　義博
1　決定年月日時　平成30年１月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１７７３号
埼玉県朝霞市栄町３丁目１番15―221号、旧住所千葉県我孫子市中峠台10番地の７　204号インパレス湖北
債務者　坂本　　誠
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６１号
新潟県長岡市北山４丁目40番地18　第１清水荘
債務者　原田　智子
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第１６２号
新潟県長岡市大山１丁目３番地２　コスモハイツナガミネ201号室
債務者　杉井　一恵
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成３０年（フ）第２８号
東京都東大和市上北台２丁目883番地上北台住宅14―402号
債務者　吉田マテレシタこと　ヨシダ　マ　テレシタ　ドゥブリン
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２６０号
東京都葛飾区亀有２丁目69―３―105
債務者　ツノダ　アイリン　フィグラシオン
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８９号
東京都板橋区徳丸２丁目18―４―203
債務者　冨樫　未来
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３２７号
東京都世田谷区八幡山３丁目18―21―205
債務者　松本　昭子
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３２９号
千葉県市川市南行徳４丁目１―13―302
債務者　永山　　寛
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部